

男女共同参画に関する苦情や救済の申出ができます

男女共同参画苦情処理委員は、町の施策や措置に対する苦情と性による人権侵害の救済について、男女共同参画推進の視点で処理する町の附属機関です。

こんなとき申出をすることができます

〈受付窓口は男女共同参画係です。〉

- 苦情の申出(町に対して)
 - ・ 町の男女共同参画を推進する施策や措置に対して、意見や要望があるとき
 - ・ 町の施策や措置が、男女共同参画の推進を阻害していると思われるとき
- 救済の申出(町、町民、事業所等に対して)
 - ・ 町内において、性による差別的取り扱い等の人権侵害を受けたとき

男女共同参画苦情処理委員(町の附属機関)の調査

(町長が委嘱した者)

- ・ 処理方針を 決定するために調査します。
- ・ 町は苦情処理委員の調査に協力 しなければなりません。
- ・ 町民、事業者等のみなさんは、調査の協力をお願いします

苦情への対応

男女共同参画苦情処理委員は、町に対し必要な調査を行い、改善のための必要な措置を講じます。

- ・ 改善の勧告
- ・ 改善措置についての報告の求め
- ・ 改善措置についての公表

救済への対応

男女共同参画苦情処理委員は、関係者に対し必要な調査を行い、救済のための必要な措置を講じます。

- 町が人権侵害をしたとき
 - ・ 被害者に対し、必要な助言、支援
 - ・ 町に対し、救済勧告
- 町以外の町民、事業者等
 - ・ 被害者に対し、必要な助言、支援
 - ・ 町長に対し、改善要請の求め
 - ・ 町長に対し、人権侵害状況についての公表の求め
(改善されないと認めるとき)

町長の対応

町長は、人権侵害をした町民、事業者等に必要な措置を講じます。

- ・ 改善の要請
- ・ 人権侵害状況についての公表

結果を申出人に報告